

## 地質・土質調査業務共通仕様書改訂(新旧対照表)

【改訂】平成28年4月	【旧】平成21年4月
<p>第1章総則 (適用) 第1条【略】 2【略】 3 特記仕様書、図面、共通仕様書 <b>又は指示や協議等</b>の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合 <b>など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合</b>、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。 4 <b>発注者支援</b>業務、測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める <b>各</b>共通仕様書によるものとする。 5【略】</p>	<p>第1章総則 (適用) 第1条【略】 2【略】 3 特記仕様書、図面、共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。 4 <b>現場技術</b>業務、測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。 5【略】</p>
<p>(用語の定義) 第2条【略】 二「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人、会社又はその他の法人をいう。 <b>又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</b> 三【略】 四「総括調査員」とは、受注者に対する指示、承諾、協議、 <b>及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。</b>また、設計図書の変更、一時中止 <b>又は契約の解除の必要があると認める場合における発注者に対する報告等</b>を行うとともに、主任調査員の指揮監督及び業務委託の <b>とりまとめ</b>を行う者をいう。 五「主任調査員」とは、受注者に対する指示、承諾、協議 <b>(重要なものを除く。)</b>の処理、 <b>業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査の処理、関連業務との調整(重要なものを除く。)</b>の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止 <b>又は契約の解除の必要があると認められる場合における</b>総括調査員及び発注者等への報告を行うとともに、業務委託の <b>とりまとめ</b>を行う者をいう。 六「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了 <b>及び指定部分に係る</b>検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。 七～十二【略】 十三「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。 十四～十六【略】 <b>【削除】</b> <b>十七～二十四【略】</b> <b>二十五</b>「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意する <b>こと</b>をいう。 <b>二十六～二十七【略】</b> <b>二十八</b>「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者 <b>又は調査職員</b>と受注者が対等の立場で合議することをいう。 <b>二十九</b>「提出」とは、受注者が調査職員に対し、地質・土質調査業務に係わる <b>事項について</b>書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 <b>三十</b>「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。ア緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。 イ【略】 <b>三十一</b>「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。 三十二～三十七 (省略) <b>三十八</b>「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が発注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。 <b>三十九</b>「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	<p>(用語の定義) 第2条【略】 二「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人、会社又はその他の法人をいう。 三【略】 四「総括調査員」とは、受注者 <b>又は管理技術者</b>に対する指示、承諾、協議 <b>において</b>設計図書の変更、 <b>履行期間の変更、業務中止に係るものの処理</b>を行うとともに、主任調査員の指揮監督及び業務委託の <b>掌理</b>を行う者をいう。 五「主任調査員」とは、受注者 <b>又は管理技術者</b>に対する指示、承諾、協議の処理 <b>及び契約図書に基づく工程の管理を行い</b>、設計図書の変更、 <b>履行期間の変更、業務中止の必要があると認められる場合に</b>総括調査員及び発注者等への報告を行うとともに、業務委託の <b>掌理</b>を行う者をいう。 六「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了 <b>の</b>検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。 七～十二【略】 十三「設計図書」とは、仕様書、図面、 <b>単価抜設計書</b>、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。 十四～十六【略】 <b>十七</b>「単価抜設計書」とは、地質・土質調査業務に関する <b>工種、設計数量、規格を示した書類をいう。</b> <b>十八～二十五【略】</b> <b>二十六</b>「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意するとをいう。 <b>二十七～二十八【略】</b> <b>二十九</b>「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。 <b>三十</b>「提出」とは、受注者が調査職員に対し、地質・土質調査業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 <b>三十一</b>「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。ア緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日 <b>有効な</b>書面と差し換えるものとする。 イ【略】 三十二～三十七 (省略)</p>
<p>(受注者の義務) 第3条【略】</p>	<p>(受注者の義務) 第3条【略】</p>

【改訂】平成28年4月	【旧】平成21年4月
<p>(業務の着手) 第4条受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため、調査職員との打合せを行うことをいう。</p>	<p>(業務の着手) 第4条受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため、調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p>
<p>(調査地点の確認) 第5条【略】</p>	<p>(調査地点の確認) 第5条【略】</p>
<p>(設計図書の支給及び点検) 第6条【略】</p>	<p>(設計図書の支給及び点検) 第6条【略】</p>
<p>(調査職員) 第7条【略】 2～3【略】 4 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合や調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その口頭による指示等に従うものとする。なお調査職員は、その口頭による指示等を行った後、7日以内に書面で受注者に指示するものとする。</p>	<p>(調査職員) 第7条【略】 2～3【略】 4 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合や調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。</p>
<p>(管理技術者) 第8条【略】 2【略】 3 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)若しくは業務に該当する部門)、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 4～5【略】 6 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。</p>	<p>(管理技術者) 第8条【略】 2【略】 3 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)若しくは業務に該当する部門)若しくはこれと同等の能力と経験を有する技術者又はシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の資格保有者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 4～5【略】 6 管理技術者は、第9条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。</p>
<p>(照査技術者及び照査の実施) 第9条受注者は、業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。 2 設計図書に照査技術者の配置の定めがある場合は、下記に示す内容によるものとする。 一 受注者は、地質・土質調査業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。 二 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、RCCM(業務に該当する登録技術部門)等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。 三(省略) 四 照査技術者は、設計図書に定める業務又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 五 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告書毎における照査結果の照査報告書及び報告書完了時における全体の照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印の上、管理技術者に提出するものとする。</p>	<p>(照査技術者及び照査の実施) 第9条 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、地質・土質調査業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。 2 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)若しくは業務に該当する部門)若しくはこれと同等の能力と経験を有する技術者又はシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。 3(省略) 4 照査技術者は、設計図書に定める業務又は調査職員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。 5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の記名押印の上、管理技術者に提出するものとする。</p>
<p>(担当技術者) 第10条受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務する者を除く。)なお、担当技術者が複数にわたる場合は原則3名までとする。ただし、難易度の高い業務や大規模な業務の場合は、適正な人数とし、8名までとする。また、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。 2～3【略】</p>	<p>(担当技術者) 第10条受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。ただし、管理技術者と兼務する者を除く。なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。 2～3【略】</p>

【改訂】平成28年4月	【旧】平成21年4月
<p>(提出書類) 第11条受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類は除く。</p>	<p>(提出書類) 第11条受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。</p>
<p>2【略】 3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料100万円以上の業務について、業務実績情報サービス(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から県の休日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、県の休日を除き15日以内に、書面により調査職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間(県の休日を除く。)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>2【略】 3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた上、受注時は契約後、宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から県の休日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、県の休日を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>
<p>(打合せ等) 第12条【略】 2 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。 3【略】 4. 打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書による。</p>	<p>(打合せ等) 第12条【略】 2 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。 3【略】</p>
<p>(業務計画書) 第13条【略】 2～3【略】 4 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。</p>	<p>(業務計画書) 第13条【略】 2～3【略】 4 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。</p>
<p>(資料の貸与及び返却) 第14条【略】</p>	<p>(資料の貸与及び返却) 第14条【略】</p>
<p>(関係官公庁への手続き等) 第15条【略】</p>	<p>(関係官公庁への手続き等) 第15条【略】</p>
<p>(地元関係者との交渉等) 第16条【略】</p>	<p>(地元関係者との交渉等) 第16条【略】</p>
<p>(土地への立入り等) 第17条【略】 2 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。 3～4【略】</p>	<p>(土地への立入り等) 第17条【略】 2 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。 3～4【略】</p>
<p>(成果物の提出) 第18条【略】</p>	<p>(成果物の提出) 第18条【略】</p>
<p>(関連法令及び条例の遵守) 第19条【略】</p>	<p>(関連法令及び条例の遵守) 第19条【略】</p>
<p>(検査) 第20条【略】</p>	<p>(検査) 第20条【略】</p>
<p>(修補) 第21条【略】</p>	<p>(修補) 第21条【略】</p>

【改訂】平成28年4月	【旧】平成21年4月
(条件変更等) 第22条【略】	(条件変更等) 第22条【略】
(契約変更) 第23条【略】	(契約変更) 第23条【略】
(履行期間の変更) 第24条【略】	(履行期間の変更) 第24条【略】
(一時中止) 第25条契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による地質・土質調査業務の中断については、第34条により、受注者は適切に対応しなければならない。 一～五【略】 六前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合 二～三【略】	(一時中止) 第25条契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による地質・土質調査業務の中断については、第33条により、受注者は適切に対応しなければならない。 一～五【略】 六前各号に掲げるもの他、発注者が必要と認めた場合 二～三【略】
(発注者の賠償責任) 第26条【略】	(発注者の賠償責任) 第26条【略】
(受注者の賠償責任) 第27条受注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。 一契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 二契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害が生じた場合 三【略】	(受注者の賠償責任) 第27条受注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。 一契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合 二契約書第40条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合 三【略】
(部分使用) 第28条【略】	(部分使用) 第28条【略】
(再委託) 第29条【略】 2～3【略】 4 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者が「県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱」(平成20年宮崎県告示第369号)に基づく入札参加資格の認定を受けている者である場合は、宮崎県の入札参加資格停止期間中であってはならない。	(再委託) 第29条【略】 2～3【略】 4 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者が「県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加業者の資格等に関する要綱」(平成16年宮崎県告示第259号)に基づく指名競争入札参加資格の認定を受けている者である場合は、宮崎県の入札参加資格停止期間中であってはならない。
(成果物の使用等) 第30条【略】	(成果物の使用等) 第30条【略】
(守秘義務) 第31条【略】 2 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けた場合には、この限りではない。 3 受注者は本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第13条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。	(守秘義務) 第31条【略】 2 受注者は、成果物の発表に際しての守秘義務については、第30条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。



【改訂】平成28年4月	【旧】平成21年4月
6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。	
7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。	
<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第32条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、宮崎県個人情報保護条例(平成14年条例第41号)等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。</p> <p>6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p>7 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>8 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p>9 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p>10 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第13条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>	
<p>(安全等の確保)</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>一受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日)を参考に、して常に調査の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>二受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設省大臣官房技術審議官通達昭和62年3月30日)を参考に、して、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>三～四 【略】</p> <p>2～9 【略】</p>	<p>(安全等の確保)</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>一受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日)を参考に、して常に調査の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>二受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設省大臣官房技術審議官通達昭和51年3月2日)を参考に、して、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>三～四 【略】</p> <p>2～9 【略】</p>
<p>(臨機の措置)</p> <p>第34条 (省略)</p> <p>2 【略】</p>	<p>(臨機の措置)</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>2 【略】</p>
<p>(履行報告)</p> <p>第35条受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。ただし、発注者が認める場合はこの限りではない。</p>	<p>(履行報告)</p> <p>第34条受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p>
<p>(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)</p> <p>第36条 (省略)</p> <p>2 【略】</p>	<p>(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)</p> <p>第35条 (省略)</p> <p>2 【略】</p>

【改訂】平成28年4月	【旧】平成21年4月
<p>(行政情報流出防止対策の強化)</p> <p>第37条 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> <p>2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>二 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>三 社員等に対する指導については、以下のとおりとする。</p> <p>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>四 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p>五 電子情報の管理体制の確保については、以下のとおりとする。</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第13条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p>六 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p>1) 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>2) セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>3) セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>4) セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>5) 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p>七 事故の発生時の措置については、以下のとおりとする。</p> <p>1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3) 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p>	
<p>(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)</p> <p>第38条 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p> <p>2 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</p> <p>3 前2項の行為を食ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。</p> <p>4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</p>	

【改訂】平成28年4月	【旧】平成21年4月
<p>第2章機械ボーリング (目的) 第39条機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。</p>	<p>第2章機械ボーリング (目的) 第36条機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。</p>
<p>(土質の分類) 第40条 (省略)</p>	<p>(土質の分類) 第37条 (省略)</p>
<p>(調査等) 第41条 (省略) 2～3 【略】 4 掘進 一～十 【略】 十一 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。 ※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱(コア箱)に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。 ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング(採取資料の土質試験)等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。 5 【略】 6. その他 採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。</p>	<p>(調査等) 第38条 (省略) 2～3 【略】 4 掘進 一～十 【略】 5 【略】</p>
<p>(成果物) 第42条 (省略)</p>	<p>(成果物) 第39条 (省略)</p>
<p>第3章サンプリング (目的) 第43条 (省略)</p>	<p>第3章サンプリング (目的) 第40条 (省略)</p>
<p>(採取方法) 第44条シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JG S1221(固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法)によるものとする。 2 デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JG S1222(ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法)によるものとする。 3 トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1223(ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法)によるものとする。</p>	<p>(採取方法) 第41条シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JG S1221に準拠して行うものとする。 2 デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JG S1222に準拠して行うものとする。 3 トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1223に準拠して行うものとする。</p>
<p>(試料の取扱い) 第45条 (省略) 2～3 【略】</p>	<p>(試料の取扱い) 第42条 (省略) 2～3 【略】</p>
<p>(成果物) 第46条 (省略)</p>	<p>(成果物) 第43条 【略】</p>
<p>第4章サウンディング 第1節標準貫入試験 (目的) 第47条 (省略)</p>	<p>第4章サウンディング 第1節標準貫入試験 (目的) 第44条 (省略)</p>
<p>(試験等) 第48条試験方法及び器具は、JIS A 1219(標準貫入試験方法)によるものとする。 2～5 【略】</p>	<p>(試験等) 第45条試験方法及び器具は、JIS A 1219に準拠して行うものとする。 2～5 【略】</p>

【改訂】平成28年4月	【旧】平成21年4月
(成果物) 第49条試験結果及び保存用試料はJIS A 1219(標準貫入試験方法)及びガイドラインに従って整理し提出するものとする。	(成果物) 第46条試験結果及び保存用試料はJIS A 1219及びガイドラインに従って整理し提出するものとする。
第2節スウェーデン式サウンディング試験 (目的) 第50条 (省略)	第2節スウェーデン式サウンディング試験 (目的) 第47条 (省略)
(試験等) 第51条試験方法及び器具は、JIS A 1221(スウェーデン式サウンディング試験方法)によるものとする。 2～4【略】	(試験等) 第48条試験方法及び器具は、JIS A 1221に準拠して行うものとする。 2～4【略】
(成果物) 第52条成果物は、次のものを提出するものとする。 一【略】 二試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1221(スウェーデン式サウンディング試験方法)により整理し提出するものとする。	(成果物) 第49条成果物は、次のものを提出するものとする。 一【略】 二試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1221に準拠して整理し、提出するものとする。
第3節オランダ式二重管コーン貫入試験 (目的) 第53条 (省略)	第3節オランダ式二重管コーン貫入試験 (目的) 第50条 (省略)
(試験等) 第54条試験方法及び器具は、JIS A 1220(オランダ式二重管コーン貫入試験方法)によるものとする。 2～3【略】	(試験等) 第51条試験方法及び器具は、JIS A 1220に準拠して行うものとする。 2～3【略】
(成果物) 第55条成果物は、次のものを提出するものとする。 一【略】 二試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1220(オランダ式二重管コーン貫入試験方法)により整理するものとする。	(成果物) 第52条成果物は、次のものを提出するものとする。 一【略】 二試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1220に準拠して整理するものとする。
第4節ポータブルコーン貫入試験 (目的) 第56条 (省略)	第4節ポータブルコーン貫入試験 (目的) 第53条 (省略)
(試験等) 第57条試験方法及び器具は、JGS1431(ポータブルコーン貫入試験方法)によるものとする。 2～4【略】	(試験等) 第54条試験方法及び器具は、JGS1431に準拠して行うものとする。 2～4【略】
(成果物) 第58条成果物は、次のものを提出するものとする。 一【略】 二試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1431(ポータブルコーン貫入試験方法)により整理し提出するものとする。	(成果物) 第55条成果物は、次のものを提出するものとする。 一【略】 二試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1431に準拠して整理し、提出するものとする。
第5節 簡易動的コーン貫入試験 (目的) 第59条簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。	
(試験等) 第60条試験方法及び器具は、JGS1433(簡易動的コーン貫入試験)によるものとする。 2 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。 3 コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の確度をできるだけぎりぎり記録するものとする。 4 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議するものとする。	



【改訂】平成28年4月	【旧】平成21年4月
<p>(成果物) 第61条成果物は、次のものを提出するものとする。 一 調査位置案内図、調査位置平面図 二 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1433(簡易動的コーン貫入試験方法)に準拠して整理し提出するものとする。</p>	
<p>第5章原位置試験 第1節孔内水平載荷試験 (目的) 第62条(省略)</p>	<p>第5章原位置試験 第1節孔内水平載荷試験 (目的) 第56条(省略)</p>
<p>(試験等) 第63条試験方法及び器具は、JGS1421(孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)によるものとする。 2～3【略】</p>	<p>(試験等) 第57条試験方法及び器具は、JGS1421に準拠して行うものとする。 2～3【略】</p>
<p>(成果物) 第64条成果物は、次のものを提出するものとする。 一～三【略】 四試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1421(孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)により整理し提出するものとする。</p>	<p>(成果物) 第58条成果物は、次のものを提出するものとする。 一～三【略】 四試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1421に準拠して整理し、提出するものとする。</p>
<p>第2節地盤の平板載荷試験 (目的) 第65条(省略)</p>	<p>第2節地盤の平板載荷試験 (目的) 第59条(省略)</p>
<p>(試験等) 第66条試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 一 地盤の平板載荷試験は、JGS1521(地盤の平板載荷試験方法)によるものとする。 二 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215(道路の平板載荷試験方法)によるものとする。</p>	<p>(試験等) 第60条試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 一 地盤の平板載荷試験は、JGS1521に準拠して行うものとする。 二 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215に準拠して行うものとする。</p>
<p>(成果物) 第67条成果物は、次のものを提出するものとする。 一【略】 二 地盤の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1521(地盤の平板載荷試験方法)により整理し提出するものとする。 三 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJISA 1215(道路の平板載荷試験方法)により整理し提出するものとする。</p>	<p>(成果物) 第61条成果物は、次のものを提出するものとする。 一【略】 二 地盤の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1521に準拠して整理し、提出するものとする。 三 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJISA 1215に準拠して整理し、提出するものとする。</p>
<p>第3節現場密度測定(砂置換法) (目的) 第68条(省略)</p>	<p>第3節現場密度測定(砂置換法) (目的) 第62条(省略)</p>
<p>(試験等) 第69条試験方法及び器具は、JIS A 1214(砂置換法による土の密度試験方法)によるものとする。</p>	<p>(試験等) 第63条試験方法及び器具は、JIS A 1214に準拠して行うものとする。</p>
<p>(成果物) 第70条成果物は、次のものを提出するものとする。 一【略】 二 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1214(砂置換法による土の密度試験方法)により整理し提出するものとする。</p>	<p>(成果物) 第64条成果物は、次のものを提出するものとする。 一【略】 二 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1214に準拠して整理し、提出するものとする。</p>
<p>第4節現場密度測定(RI法) (目的) 第71条(省略)</p>	<p>第4節現場密度測定(RI法) (目的) 第65条(省略)</p>

【改訂】平成28年4月	【旧】平成21年4月
(試験等) 第72条(省略) 2 試験方法及び器具は、JGS1614(計器による土の密度試験方法)によるものとする。	(試験等) 第66条(省略) 2 試験方法及び器具は、JGS1614に準拠して行うものとする。
(成果物) 第73条(省略)	(成果物) 第67条(省略)
第5節現場透水試験 (目的) 第74条(省略)	第5節現場透水試験 (目的) 第68条(省略)
(試験等) 第75条試験方法及び器具は、JGS1314(単孔を利用した透水試験方法)によるものとする。	(試験等) 第69条試験方法及び器具は、JGS1314に準拠して行うものとする。
(成果物) 第76条成果物は、次のものを提出するものとする。 一 【略】 二 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1614によるものとする。	(成果物) 第70条成果物は、次のものを提出するものとする。 一 【略】 二 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1614に準拠して整理し、提出するものとする。
第6節ルジオン試験 (目的) 第77条(省略)	第6節ルジオン試験 (目的) 第71条(省略)
(試験等) 第78条試験方法及び装置は、JGS1323(ルジオン試験方法)によるものとする。 2【略】	(試験等) 第72条試験方法及び装置は、JGS1323に準拠して行うものとする。 2【略】
(成果物) 第79条(省略)	(成果物) 第73条(省略)
第7節速度検層 (目的) 第80条(省略)	第7節速度検層 (目的) 第74条(省略)
(試験等) 第81条試験方法及び装置は、JGS1122(地盤の弾性波速度検層方法)によるものとする。	(試験等) 第75条試験方法及び装置は、JGS1122に準拠して行うものとする。
(成果物) 第82条(省略)	(成果物) 第76条(省略)
第8節電気検層 (目的) 第83条(省略)	第8節電気検層 (目的) 第77条(省略)
(試験等) 第84条試験方法及び装置は、JGS1121(地盤の電気検層方法)によるものとする。 2【略】	(試験等) 第78条試験方法及び装置は、JGS1121に準拠して行うものとする。 2【略】
(成果物) 第85条(省略)	(成果物) 第79条(省略)
第6章解析等調査業務 (目的) 第86条(省略) 2 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。	第6章解析等調査業務 (目的) 第80条(省略) 2 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査を除くものとする。

【改訂】平成28年4月	【旧】平成21年4月
<p>(業務内容)  第87条 (省略)  一～二 【略】  三断面図等の作成  ア 【略】  イ土質又は地質断面図の作成。なお、断面図は着色するものとする。  四 【略】</p>	<p>(業務内容)  第81条 (省略)  一～二 【略】  三断面図等の作成  ア 【略】  イ土質又は地質断面図の作成(なお、断面図は着色するものとする。)  四 【略】</p>
<p>(成果物)  第88条 (省略)</p>	<p>(成果物)  第82条 (省略)</p>
<p>第7章軟弱地盤技術解析  (目的)  第89条 (省略)</p>	<p>第7章軟弱地盤技術解析  (目的)  第83条 (省略)</p>
<p>(業務内容)  第90条 (省略)  二 【略】  三現況地盤解析  ア 【略】  イ地盤変形  設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量(側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む。)を算定するものとする。  ウ～エ 【略】  四～七 【略】</p>	<p>(業務内容)  第84条 (省略)  二 【略】  三現況地盤解析  ア 【略】  イ地盤変形  設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を算定し、地盤変形量(側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む。)を算定するものとする。  ウ～エ 【略】  四～七 【略】</p>
<p>(成果物)  第91条 (省略)</p>	<p>(成果物)  第85条 (省略)</p>
<p>第8章物理探査  第1節弾性波探査  (目的)  第92条 (省略)</p>	<p>第8章物理探査  第1節弾性波探査  (目的)  第86条 (省略)</p>
<p>(業務内容)  第93条 (省略)  二～七 【略】</p>	<p>(業務内容)  第87条 (省略)  二～七 【略】</p>
<p>第2節電気探査(比抵抗二次元探査)  (目的)  第94条 (省略)</p>	<p>第2節電気探査(比抵抗二次元探査)  (目的)  第88条 (省略)</p>
<p>(業務内容)  第95条 (省略)  一計画準備  第93条第1項第一号に準じるものとする。  二～六 【略】  七報告書作成  第93条第1項第七号に準じるものとする。</p>	<p>(業務内容)  第89条 (省略)  一計画準備  第87条第1項第一号に準じるものとする。  二～六 【略】  七報告書作成  第87条第1項第七号に準じるものとする。</p>
<p>第9章地すべり調査  (目的)  第96条地すべり調査は、地すべり面の分布・性状、地下水位、水みち等について調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。</p>	<p>第9章地すべり調査  (目的)  第90条地すべり調査は、地下水位や水みち等について調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。</p>

【改訂】平成28年4月	【旧】平成21年4月
(計画準備) 第97条第93条第1項第一号に準じるものとする。 2【略】	(計画準備) 第91条第87条第1項第一号に準じるものとする。 2【略】
(地下水調査) 第98条地下水調査は、次の各号の定めるところによる。 一地下水水位観測 地位水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法は、JGS1312(観測井による砂質・礫質地盤の地下水水位測定方法)によるものとする。 二地下水検層 ボーリング孔にトレーサー(地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水)を投入し、地下水の流動箇所希釈されることにより電気抵抗又は温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS1317(トレーサーによる地下水流動層検層方法)によるものとする。 三間隙水圧測定 電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS1313(ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法)によるものとする。 四湧水圧による岩盤の透水試験(J. F. T) 岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS1321(孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法)によるものとする。 五【略】	(地下水調査) 第92条地下水調査は、次の各号の定めるところによる。 一地下水水位観測 地位水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法は、JGS1312に準拠して行うものとする。 二地下水検層 ボーリング孔にトレーサー(地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水)を投入し、地下水の流動箇所希釈されること、又は温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS1317に準拠して行うものとする。 三間隙水圧測定 電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS1313に準拠するものとする。 四湧水圧による岩盤の透水試験(J. F. T) 岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS1321に準拠して行うものとする。 五【略】
(移動変形調査) 第99条(省略) 二伸縮計による調査 ア【略】 イ調査方法については、JGS1725(伸縮計を用いた地表面移動量測定方法)によるものとする。 三傾斜計による調査 ア【略】 イ水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS1721(水管式地盤傾斜計を用いた地表面の傾斜移動量測定方法)によるものとする。 四～五【略】	(移動変形調査) 第93条(省略) 二伸縮計による調査 ア【略】 イ調査方法については、JGS1725に準拠して行うものとする。 三傾斜計による調査 ア【略】 イ水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS1721に準拠して行うものとする。 四～五【略】
(解析) 第100条(省略) 二～三【略】	(解析) 第94条(省略) 二～三【略】
(対策工法選定) 第101条機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする。(詳細設計は含まない。)	(対策工法選定) 第95条機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする。
(報告書作成) 第102条(省略)	(報告書作成) 第96条(省略)
第10章地形・地表地質踏査 (目的) 第103条(省略) 2【略】	第10章地形・地表地質踏査 (目的) 第97条(省略) 2【略】
(業務内容) 第104条(省略) 二～五【略】	(業務内容) 第98条(省略) 二～五【略】
(成果物) 第105条成果物は、次のものを提出する。 一～三【略】 四ルートマップ 五露頭写真	(成果物) 第99条成果物は、次のものを提出する。 一～三【略】